

給料の特別調整額に関する規則等の一部を改正する規則をここに公布する。

平成29年 8 月29日

香川県人事委員会委員長 東 条 正 幸

香川県人事委員会規則第11号

給料の特別調整額に関する規則等の一部を改正する規則

(給料の特別調整額に関する規則の一部改正)

第1条 給料の特別調整額に関する規則(昭和28年香川県人事委員会規則第6号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後			改正前		
別表第1 (第1条関係)			別表第1 (第1条関係)		
組織	職	区分	組織	職	区分
知事の事務部局	略		知事の事務部局	略	5種
	略	略		略	
	林業事務所長			林業事務所長	
	西讃保健福祉事務所長	直島環境センター所長			
略	略	略	西讃保健福祉事務所長	略	
略	略	略	略	略	略
略			略		

(香川県の管理職員等の範囲を定める規則の一部改正)

第2条 香川県の管理職員等の範囲を定める規則(昭和41年香川県人事委員会規則第16号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後		改正前	
別表第2 出先機関 (第2条関係)		別表第2 出先機関 (第2条関係)	
機関	職	機関	職
略		略	
林業事務所	略	林業事務所	略
保健福祉事務所	略	直島環境センター	所長
略		保健福祉事務所	略
略		略	
備考 略		備考 略	

(特地勤務手当等に関する規則の一部改正)

第3条 特地勤務手当等に関する規則(昭和45年香川県人事委員会規則第25号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後			改正前		
別表(第2条、第3条関係)			別表(第2条、第3条関係)		
所在地	公署	級別区分	所在地	公署	級別区分
略			略		
高松市女木町107の2	女木駐在所	略	<u>香川郡直島町2628の1</u> 高松市女木町107の2	<u>直島環境センター</u> 女木駐在所	1級地
略			略		

(職員の初任給、昇格、昇給等の基準に関する規則の一部改正)

第4条 職員の初任給、昇格、昇給等の基準に関する規則(昭和60年香川県人事委員会規則第10号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後				改正前			
別表第1 行政職給料表級別職務分類表(第3条関係)				別表第1 行政職給料表級別職務分類表(第3条関係)			
職務の級	部局	職務		職務の級	部局	職務	
		基準となる職務	その複雑、困難及び責任の度が同程度の職務			基準となる職務	その複雑、困難及び責任の度が同程度の職務
略				略			
5級	知事の事務部局	課長補佐	略 森林センター所長 保健福祉事務所課長 略	5級	知事の事務部局	課長補佐	略 森林センター所長 <u>直島環境センター次長</u> 保健福祉事務所課長 略
	略		略		略		略
	略				略		
7級	知事の事務部局	本庁の課長	略 林業事務所長	7級	知事の事務部局	本庁の課長	略 林業事務所長

			保健福祉事務所長
			略
	略		略
略			
注 略			

			<u>直島環境センター</u> 所長
			保健福祉事務所長
			略
	略		略
略			
注 略			

附 則
この規則は、平成29年9月1日から施行する。